

こ支障140号
障発0531第5号
令和6年5月31日

都道府県知事
指定都市市長
各
中核市市長
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」の一部改正について

指定障害児通所支援事業者等の指導監査については、「指定障害児通所支援事業者等の指導監査について」（平成26年3月28日障発0328第4号）に基づき、実施されているところであるが、今般、別紙の「主眼事項及び着眼点等（指定医療型児童発達支援）を削除し、その他の「主眼事項及び着眼点等」を別添のとおり改正し、令和6年5月31日から適用することとしたので、通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。